

事前合意プロトコル合意書

啖生会脳神経外科病院（以下「甲」という）と北河内薬剤師会（以下「乙」という）は、北河内薬剤師会会員保険薬局における啖生会脳神経外科病院院外処方箋の調剤業務の運用について、下記のとおり合意した。なお、保険薬局の運用においては、患者が不利益に結びつくことのないように、十分に説明し、同意を得ることとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における事前合意プロトコル」（別紙）にあげる「事前合意プロトコル事例」については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

2. 運用開始について

2024年8月1日から運用を開始する。

3. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、甲と乙が必要に応じて協議する。

以上

2024年7月29日

(甲) 〒575-8511 四條畷市中野本町 28-1

社会医療法人信愛会 啖生会脳神経外科病院

院長 池永 透

印

(乙)